

地代・家賃の負担を軽減する給付金をご存じですか？

家賃支援給付金

<家賃支援給付金とは>

2020年5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金が支給される制度です。7月14日より申請受付が開始されました。対象要件等を事前にチェックしておきましょう。

支給対象

以下の①～③すべてを満たす事業者が対象です。

① 資本金

資本金10億円未満の
中堅企業、中小企業、
小規模事業者、
フリーランスを含む個人事業主

医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象となります。

② 売上の減少

5月～12月の売上高について

- ・ 1か月で前年同月比▲50%以上

または

- ・ 連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上

③ 賃料の支払い

自らの事業のために占有する
土地・建物の
賃料を支払っている

給付額

法人に**最大600万円**、個人事業主に**最大300万円**を一括支給。

<算定方法> 申請時の直近1か月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料 × 2/3
	75万円超	50万円 + (支払賃料の75万円の超過分 × 1/3) ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料 × 2/3
	37.5万円超	25万円 + (支払賃料の37.5万円の超過分 × 1/3) ただし、50万円（月額）が上限



～認定支援機関で対応できます～

- ・ 各種補助金申請
- ・ 経営改善計画書の作成
- ・ 創業支援
- ・ 優遇金利での資金調達

など